

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画生産緑地地区（世田谷区分）

2 理由

生産緑地地区は、平成3年改正の生産緑地法（以下「法」という。）第3条第1項の「公害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効果があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。」との趣旨で指定するものである。当区では、この趣旨に基づき、平成4年度から生産緑地の新規指定を図り、平成5年度までに654地区（約147ha）を指定した。その後、買い取り申出等に伴い生産緑地地区は減少の一途をたどり、令和6年度に465件（約80.36ha）となった。

農業等との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等のうち、「世田谷区生産緑地地区指定要領（平成12年2月1日施行）」の指定要件に適合する農地等について、生産緑地地区として指定する。

併せて、行為制限の解除等に伴う削除を含めて生産緑地地区の都市計画変更を行う。